

アクションアカデミー HERO II 団体規約

第1条(名称と目的)

1. 本組織は「アクションアカデミー HERO II」(以下「HERO II」と称します)。
2. HERO II は、アクション・殺陣・アクロバット等の特殊技術の習得を通じて、心身の鍛錬、表現力の向上、および総合エンターテイメント文化の発展に寄与することを目的とします。
3. HERO II に参加し、活動を行う者を「メンバー」と呼称します。
4. メンバー登録: HERO II の正規メンバーになるには、1年以内に3回以上のレッスンに参加し、かつ、メンバー参加希望届を提出し、承認される必要があります。

第2条(組織の性質)

1. HERO II は、株式会社AURORA(映像制作会社)が社会貢献活動の一環として運営する「ボランティア公益団体」です。
2. 一切の営利を目的とせず、「お金の事情で夢を諦める人をなくしたい」という理念に基づき運営されます。

第3条(費用について)

1. HERO II は、入所金、月謝、年会費、および講習代(レッスン費)等を一切徴収いたしません。完全無料で学べる環境を提供します。
2. 備品について: 活動に使用する個人持ちの備品(木刀等)については、各自で用意することを推奨します。無料貸出し用も用意していますが数に限りがあることを承諾するものとします。HERO II としても、できる限り貸出し数を増やせるよう努力を継続します。

第4条(入所資格および制限)

1. 年齢制限: 中学生以上(上限なし)を対象とします。未成年者の参加には保護者の同意を必須とします。また、KIDZコースにおいては5歳~11歳を対象とします。
2. 完全禁煙: HERO II は完全禁煙団体です。喫煙者の入所は、理由や場所を問わず一切認められません。
3. 目的の限定: 技術向上や身体能力向上、自己実現や夢への挑戦を目的とする方に限ります。
4. 排除規定: 反社会的な組織に関わる方、宗教・マルチ商法・営業・ナンパ等を目的とする方の入所は固くお断りします。
5. 安全保障: HERO II は、当団体へのアンチ攻撃を続ける者と友好関係にある個人、団体、組織、企業との関わりを一切拒否します。
6. 健康状態: メンバーは自身の健康状態に責任を持ち、激しい運動に支障がある持病や負傷歴がある場合は、必ず事前に代表へ申告しなければなりません。

第5条(安全管理と免責事項)

1. アクション等の特殊訓練は、十分な練習環境、指導、管理等があっても性質上、心身負傷のリスクを伴います。メンバーはこれを十分に理解し、自身の安全は自分で守るという「自己責任」の原則を承諾して参加するものとします。
2. HERO II は特殊性質上、スポーツ安全保険への団体加入が出来ません。稽古中の負傷、事故、盗難、その他のトラブルについて、HERO II および代表は一切の法的責任、および金銭的補償を負わないものとします。
3. 移動中の事故: 稽古場への往復路(自動車・バイク・自転車・歩行等)において発生した一切の事故・トラブルについて、HERO II および代表は関与せず、責任を負いません。
4. 施設賠償: 稽古場の施設、設備、および備品を故意または重大な過失により破損・汚損させた場合、当該メンバーがその復旧にかかる費用を全額負担するものとします。
5. 万が一の怪我に備え、メンバー各自で個人用のスポーツ保険や医療保険に加入することを強く推奨します。

第6条(著作権および肖像権)

1. レッスンや作品制作において撮影された写真・映像の著作権はHERO IIに帰属します。
2. メンバーは、これらのメディアが公式HP、SNS、YouTube等で公開される可能性があることを承諾し、原則として「顔出し可」であるものとします(表示はニックネームを基本とします)。露出を控えたい方はマスク等での対応をお願いします。

第7条(活動・案件への参加と報酬)

1. HERO IIは、外部からの案件や依頼等を原則として無償で引き受けます。
2. HERO IIはそれらの案件情報を適宜メンバーに提供します。メンバーはそれらへの参加権を有しますが、参加に伴う報酬や対価は発生しません。
3. これは「実際の現場での勉強」であり、お金よりも経験値や実績を積むことを最優先とする方針によるものです。お金は将来、個々が有名になりプロとして自立した際に正当な報酬を得られるよう、そのための礎を築く場であることを理解して参加するものとします。

第8条(芸能活動およびプロデュース)

1. メンバーは、本人が希望し、かつ相応の努力が認められる場合、HERO IIが運営する3つの芸能プロダクションへの所属が可能です。
2. さらに、高い意欲と実力が認められた場合は、その上の「個別プロデュース」を受けられる可能性があります。

第9条(情報管理・退所・再入所)

1. 守秘義務：メンバーは、HERO IIの活動を通じて得た情報(技術的ノウハウ、知識、内部情報、他メンバーのプライバシー等)を、許可なく外部に漏らしてはなりません。
2. 情報伝達：メンバーは団体専用のグループLINEへ登録し、基本的な情報伝達や交流はそこを通じて行うものとします。
3. 退所手続き：退所を希望する場合は、代表まで届け出るものとします。
4. 再入所の禁止：一度退所をした者の再入所は、理由を問わず永久に認められません。ただし、代表の判断により一部例外を認める場合もあります。

第10条(禁止事項)

メンバーは以下の行為を行ってはなりません。

- 代表の許可なく稽古内容(技術、殺陣の構成、指導法等)を撮影・録音し、外部へ公開すること。
- 他のメンバーへのハラスマント、誹謗中傷、礼儀を失した態度。
- メンバー間での執拗な個人連絡(DM等)や、嫌がらせと受け取られる行為。
- 異性へのナンパ、不適切な勧誘、およびこれに類する迷惑行為。
- SNS等において、HERO IIおよび他のメンバーを誹謗中傷し、または団体の活動を著しく阻害する発言を行うこと。
- HERO IIの理念を著しく損ない、秩序を乱す言動。

第11条(除名)

メンバーが本規約に違反した場合、またはHERO IIの活動に不適当であると代表が判断した場合、事前の通告なく即座に除名処分(永久追放)とすることができます。

第12条(規約の改定)

1. HERO IIは、社会情勢や組織運営の必要性に応じて、本規約を隨時改定することができるものとします。
2. 改定された規約は、公式HPへの掲載またはグループLINE等による通知をもって効力を生じ、メンバーはこれを承諾するものとします。

改定／2025.9.1